

＜国会議員関係政治団体・資金管理団体用＞

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 2 年分

チェックもれ注意

(ふりがな)  
1 政治団体の名称

ながさきのひやくをかんがえるかい  
長崎の飛躍を考える会

2 主たる事務所の所在地

佐世保市俵町11-16-501

3 代表者の氏名

末次精一

4 会計責任者の氏名

溝口由美

政治団体の区分

- 政党の支部  
 その他の政治団体

チェックもれ注意

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等  
 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 溝口由美  
電話 0956-23-7171  
氏名  
電話

資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類 衆議院(候補者等)  
資金管理団体の  
届出をした者の氏名 末次精一

国会議員関係政治団体の区分

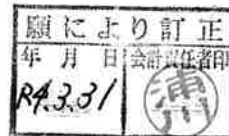
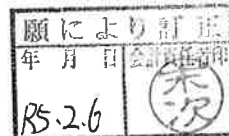
- 政治資金規正法第19条の7第1項  
第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項  
第2号に係る国会議員関係政治団体  
公職の候補者の氏名 末次精一  
公職の種類 衆議院(候補者等)

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から  
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から  
年 月 日まで



受付欄

(その2)

### 収支の状況

必ず記入してください。  
(0の場合は0と記入)

#### 1 収支の総括表

収入総額	4,082,169	円
(前年からの繰越額)	<del>3,082,169</del>	<del>2,000,000</del>
(本年の収入額)	4,082,169	0
支出総額	<del>3,082,169</del>	<del>2,000,000</del>
翌年への繰越額	4,082,169	0

#### 2 収入項目別金額の内訳

##### (1) 個人の負担する党費又は会費

金額	円
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	

##### (2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	1,082,169	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	3,000,000	
(ウ) 政治団体からの寄附	<del>2,000,000</del>	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	<del>3,082,169</del>	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	4,082,169	
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア + イ)	<del>3,082,169</del>	<del>2,000,000</del>

4,082,169

願により訂正  
年月日 会計責任者印  
R5.2.6

願により訂正  
年月日 会計責任者印  
R4.2.31

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
末次精一	1,082,169 円	28/3/	長崎県佐世保市佐保町11-16-50	役員	
この頁の小計	1,082,169				
その他の寄附					
合計	1,082,169				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。  
(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

様式追加

願により訂正  
年月日 会計責任者印  
28/3/

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体からの寄附	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
国民改革協議会	2,000,000 <sup>円</sup>	2, 9, 30	東京都千代田区永田町1-11-1	直嶋正行	
陸山会	1,000,000	2.12.23	東京都港区赤坂2-14-9ライオンズマンション 赤坂志津林305号室	小沢一郎	
この頁の小計	<del>2,000,000</del>				
その他の寄附	0				
合計	<del>2,000,000</del> 3,000,000				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。

(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

願により訂正  
年月日 会計責任者印  
R5.2.6

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項	目	金	額	備	考
1	経常経費		円		
(1)	人件費		0		
(2)	光熱水費		0		
(3)	備品・消耗品費		0		
(4)	事務所費		0		
	小計				記入もれ注意
2	政治活動費				
(1)	組織活動費		0		
(2)	選挙関係費		0		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費		0		記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
	ア 機関紙誌の発行事業費				
	イ 宣伝事業費				
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				
	エ その他の事業費				
(4)	調査研究費		0		
(5)	寄附・交付金		0		
(6)	その他の経費		4,082,169		
			<del>3,082,169</del>	<del>2,000,000</del>	借入金への返済
	小計	4,082,169	<del>3,082,169</del>	<del>2,000,000</del>	記入もれ注意
	合計	4,082,169	<del>3,082,169</del>	<del>2,000,000</del>	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

願により訂正  
年月日 会計責任者印  
R5.26

願により訂正  
年月日 会計責任者印  
R5.31

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		その他の経費 (借入金返済)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
借入金返済	<del>3,082,169</del> 円 <del>2,000,000</del> 4,082,169	銀2年11月1日	末次精一	佐世保市表町11-16-56/	
この頁の小計	<del>3,082,169</del> 4,082,169				
その他の支出	4,082,169				
合計	<del>3,082,169</del> 4,082,169				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

願により訂正  
年月日 会計責任者印  
R5.2.6 末次

願により訂正  
年月日 会計責任者印  
R5.2.7

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

願により訂正	
年月日	会計責任者印
R5.2.6	

願により訂正	
年月日	会計責任者印
R4.3.31	

資産等の内訳		項目別区分		借入金	
摘要	金額	年月日	備考		
末次精一	<del>11,035,831</del> 円 1,035,831 <del>12,118,000</del>	2,11,1	<del>3,002,169</del> 4,082,169 今年度2,000,000円の返済		



(その20)

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 9 月 22 日

記入もれ注意

政治団体の名称

長崎の飛躍を考える会

会計責任者の氏名

溝口由美



（代表者の氏名）

代表者は解散時のみ

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和3年9月3日

長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）

代表 末次 精一 殿

登録政治資金監査人

宮地 学

登録番号 第 804 号

研修修了年月日 平成21年2月5日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。  
なお、政治資金監査の対象期間においては、長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出明細書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上